



# 介護テクノロジー社会実装のための エビデンス構築事業【開発補助】 (補助事業) R8年度 公募説明会

---

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
医療機器・ヘルスケア事業部  
ヘルスケア研究開発課

本公募の詳細は公募要領をご確認ください

日本の高齢化率は世界に先駆けて上昇しており、今後は世界中でも高齢化率が急増する見込みです。社会の高齢化に伴い、介護従事者の不足が深刻な問題となっています。その解消の手段の一つとして、介護する側の生産性向上や負担軽減、介護される側の自立や社会参画の促進に資するロボット介護技術やICT・IoT・AI技術等（以下、これらを包括して「介護テクノロジー」という。）の開発・普及が有効であると考えられます。一方で、介護テクノロジーの効果の定量的な評価手法や指標が確立しておらず、介護現場の適切な機器の選択、投資判断に資する情報を提供できていないのが現状です。

AMEDでは令和7年度から「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業」として、介護テクノロジーの開発補助、海外展開支援、本事業や前身事業での成果普及支援、社会実装に向けた評価指標等の設定・整理を行っています。令和8年度は、科学的な根拠・証拠に基づく競争力の高い介護テクノロジーの開発・改良を促進するため、経済産業省及び厚生労働省が定めている「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する介護テクノロジーの開発・改良の補助事業を行います。

本事業では、介護現場が投資・導入判断に至るエビデンスの評価軸・効果測定方法を確立し、エビデンスに基づく競争力の高い介護テクノロジーの開発を促します。また、介護現場への機器導入を推し進めるとともに、介護テクノロジーを国際的に競争力のある産業として確立するための仕組み作りを目指します。

- AMEDでは、競争的研究費の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、各事業にプログラムスーパーバイザー（PS）、プログラムオフィサー（PO）を配置しています。
- PS、POは本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。

## 介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業 PSPO体制

PS

**森 武俊**

東京理科大学 先進工学部機能デザイン工学科 教授

PO

**飯島 勝矢**

東京大学 高齢社会総合研究機構・未来ビジョン研究センター 教授

**植村 佳代**

株式会社日本政策投資銀行 産業ソリューション室 副調査役

**東 祐二**

アプラズ 代表

**本田 幸夫**

東京大学大学院工学研究科 人工物工学研究センター特任研究員（プロジェクトコーディネータ）

- 「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、令和6年6月改訂で追加された3分野3項目に類するテクノロジーの開発・改良をテーマ1、それ以前からある6分野13項目に類するテクノロジーの開発・改良をテーマ2として公募します。



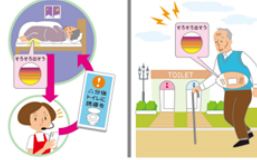







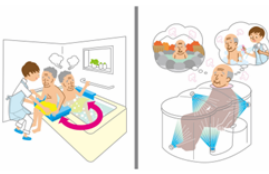





注) 既に開発済みの介護テクノロジーを用いた効果検証・評価の確認のみを行う提案は対象外です。  
 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、予算状況等により変動することがあります。  
 研究開発実施予定期間は、予算の成立状況によっては、期間の途中でも研究開発支援が終了することがあります。

## 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等

#	分野、領域、テーマ等	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1	テーマ1 「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、以下の3分野3項目の対象機器の開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練支援※</li> <li>食事・栄養管理支援※</li> <li>認知症生活支援・認知症ケア支援※</li> </ul>	1 課題当たり年間 35,800千円 (上限) 補助率：中小企業2/3 大企業1/3	令和8年8月 (予定) ~ 令和10年度末	0~2課題程度
2	テーマ2 「介護テクノロジー利用の重点分野」のうち、以下の6分野13項目の対象機器の開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>移乗支援 (装着) ※</li> <li>移乗支援 (非装着) ※</li> <li>移動支援 (屋外) ※</li> <li>移動支援 (屋内) ※</li> <li>移動支援 (装着) ※</li> <li>排泄支援 (排泄物処理) ※</li> <li>排泄支援 (動作支援) ※</li> <li>排泄支援 (排泄予測・検知) ※</li> <li>入浴支援※</li> <li>見守り・コミュニケーション (見守り (施設) )</li> <li>見守り・コミュニケーション (見守り (在宅) )</li> <li>見守り・コミュニケーション (コミュニケーション) ) ※</li> <li>介護業務支援※</li> </ul>	1 課題当たり年間 35,800千円 (上限) 補助率：中小企業2/3 大企業1/3	令和8年8月 (予定) ~ 令和10年度末	0~2課題程度

※在宅向け、施設向け、または、在宅と施設の両方で使用可能なものとします。

# (参考) 介護テクノロジー利用の重点分野

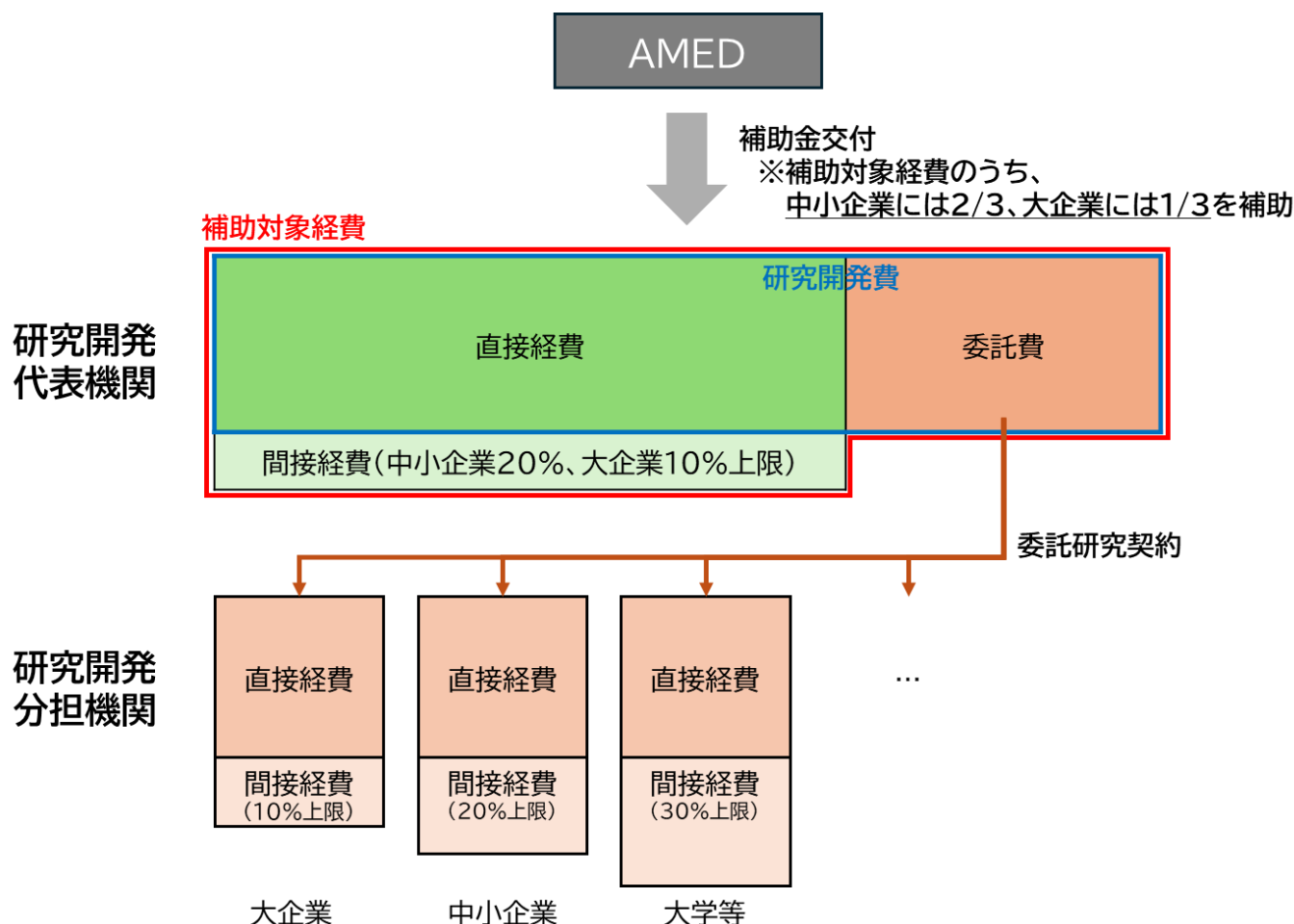
移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	介護業務支援
<p><b>装着</b> 介助者のパワーアシストを行う装着型の機器</p> 	<p><b>屋外</b> 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</p> 	<p><b>排泄予測・検知</b> 排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器</p> 	<p><b>見守り（施設）</b> 介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム</p> 	<p>介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム</p> 
<p><b>非装着</b> 介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器</p> 	<p><b>屋内</b> 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器</p> 	<p><b>排泄物処理</b> 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ</p> 	<p><b>見守り（在宅）</b> 在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム</p> 	<p>介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム</p> 
<p><b>入浴支援</b> 入浴におけるケアや動作を支援する機器</p> 	<p><b>装着</b> 高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器</p> 	<p><b>動作支援</b> ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器</p> 	<p><b>コミュニケーション</b> 高齢者等のコミュニケーションを支援する機器</p> 	<p>認知症生活支援・認知症ケア支援</p> <p>認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム</p> 
				<p><b>食事・栄養管理支援</b></p> <p>高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム</p> 

定義文：[000156233.pdf](#)

経済産業省リリース：「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂しました（METI/経済産業省）



# 研究開発費と補助対象経費

- 本事業における研究開発費とは、「研究開発代表機関の直接経費と研究開発分担機関への委託費の総額」を指します。
- 補助対象経費は、「研究開発費に研究開発代表機関の間接経費を足し合わせた金額」であり、補助対象経費に補助率を乗じた金額を補助金額として交付します。



- 直接経費は物品費/旅費/人件費・謝金/その他の4項目を指します。
- 間接経費は、研究機関の管理等に必要な経費であり、本公募では直接経費に対して中小企業は20%を上限、大企業は10%を上限として計上することができます。

## 研究開発代表機関が計上可能な経費項目の詳細

 補助対象経費  研究開発費	直接経費	物品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用</li> </ul>
		旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費、臨床研究等における被験者及び介助者に係る旅費</li> </ul>
		人件費・謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 【人件費】当該研究開発のために雇用する研究員等の人件費</li> <li>• 【謝金】講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金 等</li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記のほか、当該研究開発を遂行するための経費 例) 研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、ウェブサイト作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（試験・検査業務・動物飼育業務等で、外注して実施する役務に係る経費）、ライセンス料 等</li> </ul>
		委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究開発課題の一部を第三者（＝研究開発分担機関）に委託する経費</li> <li>• 委託先は間接経費の計上が可能 （大学等30%上限、中小企業20%上限、大企業10%上限）</li> </ul>
	間接経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 直接経費に対して一定比率で手当され、当該研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費 （中小企業20%上限、大企業10%上限）</li> </ul>	

- 間接経費の主な用途を以下に例示します。
- 詳細はAMED「事務処理説明書」を参照してください。  
R7.7.14時点→[000146080.pdf](#)  
最新版は次のリンク先の「事務処理説明書」を確認してください。 <https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki.html>

## 間接経費の主な用途

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費(【競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針】([kansetsu\\_sikkou.pdf](#))「3.間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

### (1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 等

### (2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、  
ほ場 等

### (3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

等

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

- 採択条件は以下の通りです。

## 採択条件

- ✓ 開発する介護テクノロジーが、介護現場のニーズ、市場性を的確に捉えており、それを踏まえ介護者の負担軽減や生産性向上、自立支援等による高齢者の生活の質の維持・向上に資すること。
- ✓ 開発する介護テクノロジーのコンセプトが明確であり、従来の介護・支援方法や、既存の機器・システム、福祉用具等を用いた介護オペレーションと比較した場合の優位性を示すことができること。
- ✓ 在宅を対象とする介護テクノロジーの場合は、地域包括ケアの観点から、地域に点在する多種多様な介護サービス事業者（訪問介護、居宅介護支援事業所、在宅医療、訪問看護、地域包括支援センター、福祉用具貸与事業所等）が連携して効率的な介護サービスを提供できる仕組みの構築を念頭に置いていること。
- ✓ エビデンスの評価軸、効果測定方法が確立されており、エビデンスに基づいた介護テクノロジーの開発・改良が提案されていること。
- ✓ 科学的・技術的な意義及び優位性のほか、海外展開や他分野への展開の可能性等の観点から、国の産業強化に向けた開発支援に値するものであること。
- ✓ 実用化に向けた出口戦略、販売戦略、投資回収計画が適切であること。
- ✓ 本事業の関連分野に関する知見を有しており、介護テクノロジーの導入に伴う介護オペレーション等の変更検討を実施できる体制となっていること。

- 最終年度終了時、また令和10年度も研究開発を予定している課題においては中間評価実施時に下記の成果が得られていることが求められます。

## 求められる成果

### <最終年度終了時>

- ✓ 製品化に向けた試作機、あるいは試作システムが完成していること。
- ✓ 開発した介護テクノロジーについて、介護現場の想定される使用環境及び使用者を対象とし、安全性及び性能に関する実証試験が完了していること。
- ✓ 実証試験において、従来の介護・支援方法や他種類の機器・システム、福祉用具等を用いた介護オペレーション等と比較して優位であると示すこと（できる限り定量的に示すことが望ましい）。また、イノベーションにより当該分野及び介護現場にもたらされる新たな価値を示すことが望ましい。
- ✓ 現場への導入と定着を図るためのモデル（対象者のアセスメント方法や介護テクノロジーの導入定着に伴う介護支援オペレーションの改善ポイント等）を見定め整理すること。

### <中間評価実施時：令和10年1月頃> ※令和10年度においても研究開発を予定している課題のみ

- ✓ 最終年度終了時の目標を達成するための令和10年1月頃までのマイルストーンが達成されていること。
- ✓ 最終年度終了時の目標までのロードマップが具体化、明確化されていること。
- ✓ 従来機器・システムと比較して優位であると示される見込みであること（できる限り定量的に示すことが望ましい）。また、イノベーションによる当該分野及び介護現場にもたらされる新たな価値が示される見込みがあると望ましい。
- ✓ 現場への導入と定着を図るためのモデル（対象者のアセスメント方法や介護テクノロジーの導入定着に伴う介護支援オペレーションの改善ポイント等）の見込みについて整理すること。
- ✓ 事業化・実用化までの具体的なロードマップを示すこと。

- 本公募においては中間評価においてステージゲートが行われます。  
令和10年度も研究開発を予定しているも、令和9年度で補助が終了となる場合があります。

## 中間評価（ステージゲート）について

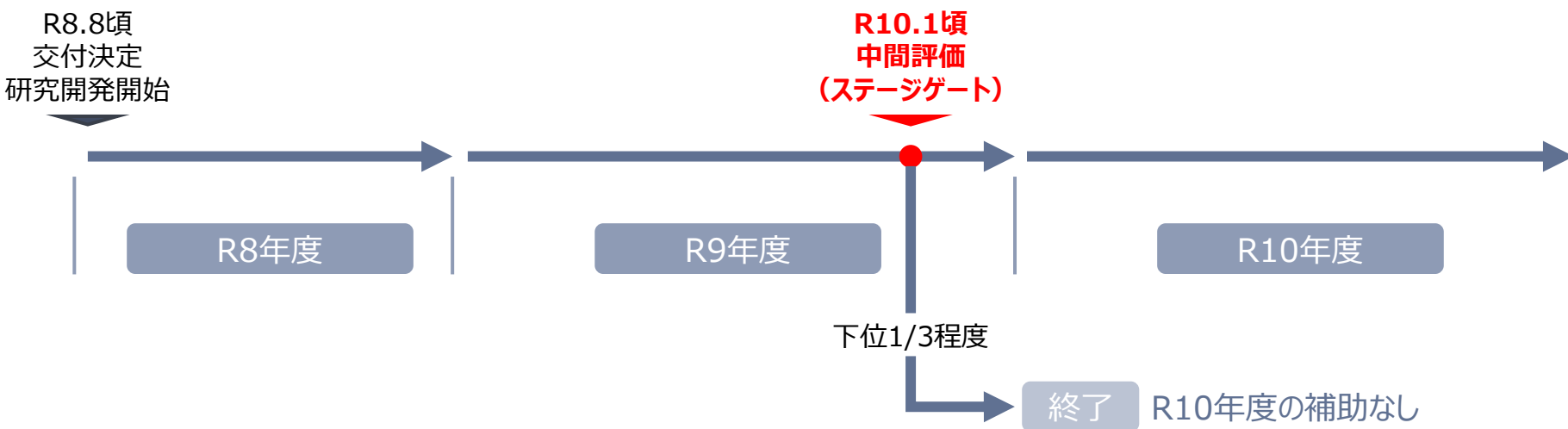
令和10年度においても研究開発を予定している課題は令和10年1月頃を目安に中間評価を行い、課題の継続可否を判断します（ステージゲート）。

この際、中間目標に対する達成状況が定性的・定量的に評価されます。

なお、中間目標については本事業における課題の採択に当たって事前評価（審査）の評価の対象にもなりません。

本公募による採択課題のうち、中間評価を実施した全課題の上限として下位1/3程度、少なくとも1課題については令和9年度で補助を終了し、令和10年度は補助を行いません。

ただし、審査対象が1課題の場合は継続を認める場合があります。



- 応募資格者は、企業（中小企業、大企業および技術研究組合）に所属している研究者となります。

## 応募資格者の要件

1. 以下の(A)から(F)までの条件を満たす企業（中小企業、大企業及び技術研究組合法（昭和36年法律第81号）第2条第1項に規定する技術研究組合）に所属していること。
  - (A) 日本に開発拠点を有していること。
  - (B) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
  - (C) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
  - (D) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
  - (E) 府省共通研究開発管理システム（以下、e-Radという。）への登録を行っていること。
  - (F) 本公募要領に記載される、事業者が実施すべき事項に同意していること。
2. 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
3. 課題が採択された場合に、契約手続又は交付申請等の事務を行うことができること。
4. 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対処を行うことができること。
5. 事業の実施中・終了後に関わらず、フォローアップ調査（実用化に向けた進展、担当者変更等）等のAMED（AMEDが委託した業者を含む。）が実施する調査に回答できること。
6. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等AMEDの求めに応じて協力できること。
7. 中小企業については、財務状況の健全性が確認できること。

# (参考) 中小企業、大企業の定義

「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号の定めるところにより、下表の基準に基づくものとします。また、「大企業」とは会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であり、中小企業以外の者をいいます。

ただし、以下の①②③のいずれか1つが該当する「中小企業」については、大企業（みなし大企業）として扱い、大企業と同率の補助率が適用されます。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
  - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
  - ③ 大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- 直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとします。

## 【参考】中小企業の基準

主たる事業として営んでいる業種	[資本金基準] 資本の額または 出資の総額	[従業員基準] 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注2)中小企業は、「資本金基準」または「従業員基準」を満たすこと。

- 提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて提出いただきます。  
e-Radでの応募には、研究開発代表機関、研究開発分担機関の機関登録が必要となりますが、登録に日数を要する（2週間以上）場合がありますので、時間に余裕をもって手続きをしてください。

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	（様式1）研究開発提案書	PDFファイル （1つに結合したもの）
2	必須	ニーズ調査報告書	研究開発提案書と 一続きのPDFとすること
3	必須	（様式2）承諾書※	研究開発分担機関ごとに作成 研究開発分担機関が複数ある 場合は一続きのPDFとすること （研究開発分担機関がない 場合は提出不要）
4	研究開発代表者の 所属機関が 中小企業の場合は 必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の法人税申告書一式 ・資金繰り表	財務状況資料として 一続きのPDFとすること
5	任意	リスクアセスメントシート	提出する場合は、上記提案書と 一続きのPDFとすること

※承諾書は、研究開発分担機関の長の名で作成が必要です。

研究機関によっては取得に時間がかかる場合があるので、時間に余裕をもって手続きをしてください。

- 以下の審査項目と観点に基づき、課題評価委員会にて審査を行います。

## 審査項目と観点

### (A) 事業趣旨等との整合性

- 本公募の、第2章2.3 公募対象となる研究開発課題の概要の「(2) 採択条件」を満たしているか
- 本公募の、第2章2.3 公募対象となる研究開発課題の概要の「(3) 支援終了時に求められる成果」を研究期間内に出す見込みが高いか

### (B) 科学的・技術的な意義及び優位性

- 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- 独創性、新規性、革新性を有しているか
- 介護分野の進展に資するものであるか
- 新技術の創出に資するものであるか
- 社会的ニーズに対応するものであるか

### (C) 計画の妥当性

- 全体計画の内容と目的は明確であるか
- 年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか

### (D) 実施体制

- 研究開発代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- 十分な連携体制が構築されているか
- 研究開発代表者、研究開発分担者等のエフォートは適切であるか
- 不合理な重複／過度の集中はないか

### (E) 所要経費

- 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

- 提案書類について、**期限を過ぎた場合は一切受理できません。**  
×切直前にe-Radの処理が遅くなる、不具合が発生するといったこともありますので、余裕をもってご応募ください。
- ヒアリング審査は書面審査を通過した提案が対象となります。  
日程については決定次第AMEDのHPにて掲載予定です。  
日時はAMEDから指定し、変更を受け付けることはできませんのでご注意ください。

## 提案書類の受付期間・選考スケジュール

提案書類受付期間	令和8年2月25日（水）～4月22日（水）【正午】（厳守）
書面審査	令和8年5月上旬～中旬（予定）
ヒアリング審査	令和8年6月上旬（予定） ※決定次第HPにて掲載予定
採択可否の通知	令和8年7月上旬（予定）
研究開発開始	令和8年8月上旬（予定：交付決定次第順次）

- e-Radの登録、研究開発分担機関の承諾書取得等には時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって手続きを進めてください。
- 公募要領、必要に応じて事務処理説明書をよくご確認の上、ご応募ください。
- 研究開発提案書、承諾書等、提出様式はお早めにご確認ください。

## 皆様のご応募をおまちしております

### 【お問い合わせ先】

AMED 介護テクノロジー事業担当

[kaigo-tech@amed.go.jp](mailto:kaigo-tech@amed.go.jp)

※お電話でのお問い合わせは受付ておりません  
メールにてお問合せください